

■議案第116号 四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町区長連絡会委員の報酬については、「四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に、年報酬5万円と規定されている。しかしながら、これまでの連絡会事業の中で、会長の時間的・経済的負担の大きさを懸念する意見が多く出されてきており、今回、会長の年報酬について一部見直しを行うものです。

【改正の内容】

区長連絡会会長については、連絡会の実施や視察研修の準備にあたり、事務局との打ち合わせや資料準備等に係る負担もあり、今回の見直しについては、これに係る費用として3万円上乘せし、年報酬を8万円とするものです。

※年間会議数（視察研修等含む）・・・6回程度

6回 × 5,000円 = 30,000円

30,000円 + 50,000円（既報酬額） = 80,000円

【新旧対照表】

改正後		
別表（第2条、第3条関係）		
行政区長	基本額・年額	10,000円
	世帯数割・年額	1,200円
区長連絡会会長	年額	80,000円
区長連絡会委員	年額	50,000円

改正前		
別表（第2条、第3条関係）		
行政区長	基本額・年額	10,000円
	世帯数割・年額	1,200円
区長連絡会委員	年額	50,000円